

令和4年2月24日（木）
千葉県障害福祉サービス事業者連絡協議会主催研修会

令和3年度訪問系サービス 運営基準改正の概要



千葉県障害福祉サービス課

講義の目的

- ▶ 令和3年度報酬改定では、感染症対策や業務継続に向けた取組、虐待防止、身体拘束等の適正化について、訪問系サービス事業所の運営基準が改正された。
- ▶ そこで改正内容について一通り確認し、「いつまでに何をしなければならないのか、また、具体的にどのように進めればよいのか」について学ぶ。

9つの改正項目 ①～③

- ① 利用者の虐待防止のための担当者及び委員会の設置、従業者に対する研修実施の義務化
- ② 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の原則禁止。やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録の義務化
- ③ 身体拘束等の適正化を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施の義務化

9つの改正項目 ④～⑥

- ④ 感染症の発生及びまん延の予防のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）実施の義務化
- ⑤ 感染症や災害発生時に備えた業務継続計画の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の実施の義務化
- ⑥ 適切なハラスメント対策の義務化

9つの改正項目 ⑦～⑨

- ⑦ 運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。
- ⑧ 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日までに延長。
- ⑨ 事業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができるほか、交付、説明、同意、締結等について、事前に相手方の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。



Part 1

利用者の虐待防止のための担当者及び委員会の設置、従業者に対する研修実施の義務化

- 
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
 - ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ③ ①～②を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止委員会について

虐待防止委員会の3つの役割

- ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

虐待防止委員会設置にあたっての留意点

①～②

- ① 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。
- ② なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

虐待防止委員会設置にあたっての留意点

③～④

- ③ 虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。
- ④ 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、相互に関係が深い身体拘束等適正化検討委員会と虐待防止委員会とを一体的に設置・運営することは差し支えない。

虐待防止の7つの具体的な対応 ①～③

- ① 虐待や不適切な対応事例が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- ② 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、虐待について報告すること。
- ③ 虐待防止委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。

虐待防止の7つの具体的な対応 ④～⑦

- ④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- ⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- ⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑦ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。



作成することが望ましいとされている
「虐待防止のための指針」とは？

虐待防止のための指針の7つの項目

- ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待防止のための研修について

虐待防止のための研修

- ① 研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図る。
- ② 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、年1回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。
- ③ 研修の実施内容について記録することが必要である。
- ④ 研修の実施は、施設内で行う職員研修及び地域自立支援協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加する方式でも差し支えない。



虐待防止のための担当者については、
サービス提供責任者等を配置する。

以上の虐待防止のための取組の施行日

- ・ 令和3年4月1日→努力義務化
- ・ 令和4年4月1日→義務化

参考資料の紹介 1

虐待防止のために整備する必要がある「労働環境・条件
について確認するための様式」の例



厚生労働省が作成した「障害者福祉施設等における障害
者虐待の防止と対応の手引き」に「労働環境・条件メン
タルヘルスチェックリスト」が掲載されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

参考資料の紹介 2

従業者に対し、定期的に実施する必要がある虐待防止のための研修に活用できる資料



厚生労働省が作成した職場内研修用冊子「障害者虐待防止の理解と対応」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

運営規程の変更

- ▶ 事業所の虐待対策については、運営規程に規定することとされていますので、今回の運営基準の改正内容に沿って運営規程を改正させる必要があります。
- ▶ 運営規程を変更後、10日以内に変更届の提出が必要です。
- ▶ 運営規程の記載例については千葉市のホームページをご覧ください。

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/documents/r3_uneikitei_kyotaku.doc

Part2

- ▶ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の原則禁止。やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録の義務化
- ▶ 身体拘束等の適正化を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施の義務化

令和3年4月1日義務化

- ① サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

令和3年4月1日から努力義務化 令和4年4月1日から義務化

- ④ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ⑤ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ⑥ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

身体拘束適正化検討委員会の設置

①～③

- ① 事業所に従事する幅広い職種により構成する。
- ② 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、身体拘束等の適正化について、専任の担当者を決めておくことが必要。
- ③ 第三者や精神科専門医等の医師、看護職員等の専門家を活用することが望ましい。

身体拘束適正化検討委員会の設置

④～⑥

- ④ 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。
- ⑤ 少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。
- ⑥ 虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること
(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。) も差し支えない。

身体拘束適正化検討委員会における6つの具体的な対応 ①～③

- ① 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ② 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ③ 身体拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。

身体拘束適正化検討委員会における6つの具体的な対応 ④～⑥

- ④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

「身体拘束等の適正化のための指針」に 盛り込む7つの項目例 ①～④

- ① 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ② 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

「身体拘束等の適正化のための指針」に 盛り込む7つの項目例 ⑤～⑦

- ⑤ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化のための研修について

①～③

- ① 身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図る。
- ② 事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、年一回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。
- ③ 研修の実施内容について記録することが必要。

身体拘束等の適正化のための研修について

④

- ④ 研修は、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

身体拘束等の適正化のための指針作成や 研修実施にあたって参考となる資料

- ▶ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省作成。手引き内に、身体拘束の章を設けている）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

- ▶ 高齢者施設における身体拘束の廃止（千葉県ホームページ。高齢者施設における身体拘束の廃止研修やDVDの貸出、資料の配付などの案内）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shintaikousoku/index.html>



身体拘束等未実施減算について
令和5年4月1日適用

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を5単位/日減算する。

- ▶ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ▶ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ▶ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ▶ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

Part3

- ▶ 感染症の発生及びまん延の予防のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）実施の義務化

令和3年4月1日から努力義務化 令和6年4月1日から義務化

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。



感染症の予防及びまん延の防止
のための対策を検討する委員会
(感染対策委員会) について

感染対策委員会 ①～③

- ① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- ② 感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ③ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要。

感染対策委員会 ④～⑦

- ④ 利用者や事業所の状況に応じ、おおむね半年に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
- ⑤ テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- ⑥ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。
- ⑦ 他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。



感染症の予防及びまん延の防止 のための指針について

感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成 ①～③

- ① 指針には、「平常時の対策」及び「発生時の対応」を規定する。
- ② 「平常時の対策」としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定される。
- ③ 「発生時の対応」としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、行政等への報告等が想定される。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成 ④～⑤

- ④ 感染症発生時における事業所内の連絡体制や医療機関や保健所、行政等への連絡体制を整備し、明記しておくことが必要。
- ⑤ 指針の記載内容については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討する。

感染対策委員会の設置 ①～③

- ① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- ② 感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ③ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要。



感染症の予防及びまん延の防止 のための研修及び訓練について

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 ①～④

- ① 研修では、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行う。
- ② 研修は、年1回以上定期的に開催するとともに、新規採用時にも実施することが望ましい。
- ③ 研修の実施内容については、記録することが必要。
- ④ 研修は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用し事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行う。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 ⑤～⑦

- ⑤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を年1回以上定期的に行うことが必要。
- ⑥ 訓練においては、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施する。
- ⑦ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。

Part4

- ▶ 感染症や災害発生時に備えた業務継続計画の策定、研修及び訓練（シミュレーション）の実施の義務化

令和3年4月1日から努力義務化 令和6年4月1日から義務化

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

令和3年4月1日から努力義務化 令和6年4月1日から義務化

- ④ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ⑤ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

業務継続計画への記載が必要な項目

ア 感染症に係る業務継続計画

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

業務継続計画への記載が必要な項目

イ 災害に係る業務継続計画

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

業務継続計画作成にあたっての留意点

- ① 作成にあたっては、厚生労働省作成の「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にする。
- ② 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定する。
- ③ 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定してもよい。

業務継続計画に係る研修について

業務継続計画に係る研修 ①～④

- ① 研修では、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。
- ② 研修は、年1回以上定期的に開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ③ 研修の実施内容については記録する必要がある。
- ④ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施して差し支えない。



業務継続計画に係る訓練（シミュレーション）について

業務継続計画に係る訓練 ①～③

- ① 訓練では、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるように、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を年1回以上定期的に実施する。
- ② 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ③ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。



Part5

▶適切なハラスメント対策の義務化

中小企業におけるパワーハラスメントに対する措置のみ令和4年4月1日から義務化。これ以外は令和3年4月1日から義務化

- ▶事業者は、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

事業者が行うべき措置について

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発【留意点】

- ▶ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

② 相談に応じ、適切に対応するために 必要な体制の整備【留意点】

- ▶ 相談に対応する担当者・窓口をあらかじめ定め、
従業者に周知すること。

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が行うことが望ましい取組の例

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等の被害者への配慮のための取組
- ③ マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組等の被害防止のための取組

詳細は、厚生労働省ホームページに掲載

- ▶ 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- ▶ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>
- ▶ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584512.pdf>



Part6

▶電磁的記録について

令和3年7月1日施行

- ① 事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うことができる。
- ② 書面による交付等（交付、説明、同意、締結等）について、事前に相手方の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。

電磁的記録による書類の作成、保存の例

- ① パソコンによる個別支援計画やサービス提供の記録等のファイルの作成
- ② パソコンのハードディスクやCD、DVD等へのファイルの保存。
- ③ 紙媒体の書類をスキャンしたファイルをパソコンのハードディスクに保存。

電磁的**方法**による交付、説明、同意、締結 の例

- ① 重要事項説明書、利用契約書について、オンラインの電子契約システムによって交付、説明、同意、契約締結を行う。
- ② サービス費用の請求書や領収書を、電子メールで交付する。
- ③ 他の支援機関への個人情報提供のための同意を電子メールのやりとりにて得る。

電磁的記録、電磁的方法を用いる場合の留意点

- ① 電磁的方法を用いることについて事前に利用者の承諾を得る必要があり、承諾が得られない場合は、電磁的方法を用いることができない。
- ② 電磁的記録、電磁的方法は、情報漏洩や情報改ざん等のリスクがあることを十分に認識して運用に努める必要がある。特に利用者の個人情報の保護には細心の注意を払わなければならない。

令和3年度訪問系サービス運営基準改正の概要

【出典】

- ▶ 厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html
- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）
- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）
- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について